

千葉県奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

令和8年3月10日
企画管理部財務課

1 改正趣旨

日本学生支援機構が「貸与型奨学金」の貸付事務に係る収入・所得基準等を変更したことを踏まえて、本県の「奨学資金貸付金」においても令和8年度貸付決定分から貸付基準の変更を行うことを予定しており、貸付基準の変更内容に合わせて、「千葉県奨学資金貸付条例施行規則」に規定する様式の改正を行うもの。

2 改正内容

別記第2号様式（「奨学生推薦書」）における、

① 作成者氏名 及び ②判定に係る以下の記載欄を 削除するもの。

特 別 控 除		認 定		
判	(1) 母子・父子世帯	千円	総 所 得 金 額 (ア)	
	(2) 就学者 小 中 高 高専 大 専修<高・専> () () () () () ()	千円		千円
	(3) 障害者（続柄 ）	千円	特 別 控 除 額 (イ)	千円
(4) 長期療養者（続柄 ）	千円			
定	(5) 主たる家計支持者の別居	千円	認 定 総 所 得 金 額 (ア)－(イ)	千円
	(6) 災害 ()	千円		
	計 (イ)	千円	(人) 基 準 額	千円

【改正理由】

これまでは総所得金額から特別控除額を引いて判定を行っていたところ、令和8年度から住民税課税標準額を基に算定することとしたことから、これに伴い、規定様式における判定に係る記載欄が不要となるため。

記載欄が不要になることから、作成者氏名も削除する。

3 施行期日

令和8年4月1日施行

(現行)

第二号様式 (第二条第一項及び第三条)

奨 学 生 推 薦 書

作成者 氏 名

※印のところは、該当のものを○で囲むこと。

氏 名		中学校名	中学校	在学・卒業
在学学校	※全日制 定時制 通信制 科 第 学年 立 学校			
判 定	特 別 控 除		認 定	
	(1) 母子・父子世帯	千円	総所得金額	千円
	(2) 就学者 小中高高専大専修<高・専> () () () () () ()	千円	(ア)	
	(3) 障害者 (続柄)	千円	特 別 控 除 額	千円
	(4) 長期療養者 (続柄)	千円	(イ)	
	(5) 主たる家計支持者の別居	千円	認定総所得金額	千円
	(6) 災害 ()	千円	(ア) - (イ)	
	計 (イ)	千円	(人)	千円
		千円	基 準 額	
表記の者は、修学意欲があり、かつ、性行が正しい者であり、千葉県奨学生として 適当な者と認め、推薦いたします。 年 月 日 校長 [職印] 千葉県教育委員会 様				

(改正後)

第二号様式（第二条第一項及び第三条）

奨 学 生 推 薦 書

※印のところは、該当のものを○で囲むこと。

氏 名		中学校名	中学校 ※ 在学・卒業
在学学校	※全日制 定時制 通信制 科 第 学年 立 学校		
表記の者は、修学意欲があり、かつ、性行が正しい者であり、千葉県奨学生として 適当な者と認め、推薦いたします。 年 月 日 校長 職印 千葉県教育委員会 様			